

国 技 建 管 第 12号
平成30年10月31日

各地方整備局 企画部 技術調整管理官 殿
北海道開発局 技術管理企画官 殿
内閣府沖縄総合事務局 開発建設部 技術管理官 殿

国土交通省大臣官房技術調査課
建設システム管理企画室長

「工事関係書類の標準様式」の改定について

土木工事における受発注者の更なる業務効率化を図るため、工事関係書類への押印を求めないものとし、今後の自治体との様式の標準化を見据え、別添のとおり標準様式を改定したので、下記に基づき運用されたい。

なお、「土木工事における受発注者の業務効率化における工事関係書類一覧表の改定及び標準様式（案）の策定について」（平成23年5月31日付け、事務連絡）は廃止する。

記

1. 工事関係書類の標準様式

別添1「工事関係書類の標準様式一覧」に示す書類を対象に、別添2のとおり標準様式として定める。

2. 押印不要とする対象書類

標準様式のうち、別添1内「様式（印なし）」列に「○」が記されている様式については、押印を求めない様式も定める。ただし、いずれかの様式を使用するものとし、両様式にて作成しないよう留意する。

3. 「様式（印なし）」を使用する場合の留意事項

担当者の確認行為を証明するため、別添3「本人確認証」に、様式（印なし）を採用した書類を明示の上、一括押印するものとする。なお、監督職員に変更が生じる場合は、その時点で一括押印する。

以上